

「働く女性応援ネットワーク会議」設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、「働く女性応援ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 ネットワーク会議は、「働く女性の活躍促進」について、事業者、学識経験者及び行政等が連携・協力し、県民が一体となって働く女性の活躍支援のため、様々な検討や提言を実行していくことを目的とする。

(事 業)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次の項目について検討や提言を行う。

- (1) 多様な働き方の拡大
- (2) 女性のキャリアアップ
- (3) ワーク・ライフ・バランス
- (4) その他、働く女性の支援に関すること

(構 成)

第4条 ネットワーク会議は、前条の業務を行うため必要な見識を有する委員16名以内で構成する。

- 2 委員のうち3名程度の者は、県民から公募し、別に定める方法により選考された者とする。
- 3 ネットワーク会議には、会長1名、副会長1名を置く。
- 4 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が定める。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 6 会長は、必要と認める場合は、ネットワーク会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 委員の出席が困難な場合は、代理の出席を認めることができるものとする。

(会議運営)

第5条 会長は、ネットワーク会議の議事を運営する。

- 2 ネットワーク会議は、必要に応じ年に2回程度開催する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 事務局は、徳島県生活環境部労働雇用政策課に置く。

(委員の謝金)

第7条 委員の謝金は、徳島県の規定に準じて支払う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この要綱は平成26年2月19日から施行する。
- この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は平成27年5月1日から施行する。
- この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年4月1日から施行する。